

規制改革ホットライン処理方針
(令和5年2月17日から令和5年12月13日までの回答)

公共ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
相続手続きのデジタル化	その他	◎	1
登記申請 完全デジタル申請	その他	◎	2
公共料金等代理受領サービスにおける収納票(払込票)の本部控え(済通)の保存義務廃止	現行制度下 で対応可能	◎	3
現行3連式収納票の1連式化	現行制度下 で対応可能	◎	4
国・地方公共団体とのリース取引について① 地方公共団体の入札手続きの電子化	その他	◎	5
公金出納事務のデジタル化の早期実現	その他	◎	6
国・地方公共団体とのリース取引について② 手続きの合理化	【総務省】 ①③④その 他 ②⑤対応不 可 【財務省】 ①・③現行制 度下で対応 可能 ②・④・⑤対 応不可	◎	7
失業認定と職業相談をセットでオンライン化	対応	◎	8
入札参加資格審査申請について	検討に着手	◎	9
公共料金等収納代行サービスにおける払込票への個人情報記載廃止	現行制度下 で対応可能	◎	10
23. 利子補給事業における申請書等への押印の廃止等	【経済産業 省】 現行制度下 で対応可能 【内閣府】 対応 【厚生労働 省】 対応	◎	11
登記申請で使用する収入印紙の再使用申出書に実務上も押印を求めないこと。	検討に着手	◎	12

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
地方自治体・警察署への各種申請書類等の省力化・電子化に関する提案	(道路使用許可について) 対応 (省力化・電子化一般について) その他	◎	13
省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目	検討に着手	◎	14
地方自治体の公共料金の電子決済化、全国統一化推進	対応	◎	15
公金出納事務の一元化	対応	◎	16
法定相続情報証明制度において任意代理人の制限を撤廃すること	対応不可	◎	17
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく各都道府県、市区町村への報告書、計画書の統一化	検討を予定	△	18
消防訓練実施届出書の書式統一	検討を予定	△	19
No.15 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、自治体への報告書・計画書のフォーマットの統一	検討を予定	△	20
No.16 資源循環を目的とした異なる自治体をまたぐ複数の現場や事業場からの廃棄物回収の円滑化	現行制度下で対応可能	△	21
No.17 排出事業場から分別施設への混合廃棄物の運搬可能化	現行制度下で対応可能	△	22
No.18 大規模商業施設等の施設管理者と収集運搬・処理会社との一括契約可能化	現行制度下で対応可能	△	23
No.19 プラスチック容器トレイの資源循環に取り組む場合の廃棄物処理法の適用除外	現行制度下で対応可能	△	24
No.20 化学繊維を含む繊維製品に関する廃棄物処理法規制の緩和	現行制度下で対応可能	△	25
No.21 産業用機器を対象とする広域利用認定制度の見直し	検討を予定	△	26
No.25 自筆証書遺言の作成手段及び形式の追加的容認	検討に着手	◎	27
No.32 国民年金第3号被保険者関係届の簡素化	検討の予定	△	28

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
No.45 届出電気通信事業者の報告負担軽減に向けたBPR(業務改革)	検討を予定	△	29

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和4年12月15日	回答取りまとめ日	令和5年3月13日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	相続手続きのデジタル化
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域交付におけるオンライン申請及び戸籍謄本等の電子交付を実現していただきたい。加えて、電子化の対象範囲を可能な限り拡大していただきたい。 ・また、法務省の新システムにおける電子的な相続関係一覧図の作成に加え、戸籍謄本等に代わる証明書として交付する仕組みを検討していただきたい。 ・戸籍謄本等の電子交付が実現した際には、法定相続情報証明制度のオンライン申請および電子認証付きの法定相続情報一覧図の交付を実現していただきたい。
提案理由	<p><相続人の戸籍謄本等(除籍・改製原戸籍を含む)の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人は、自らが法定相続人であることを証明するため、行政・金融機関等の依頼に基づき、被相続人の死亡から遡って出生に至るまでの戸籍謄本等を提出している。 ・現在、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等は本籍地ごとに交付を申請する必要があり、それぞれの市区町村ごとに店頭または郵送で手続きしている。 ・行政では戸籍謄本等をより負担感なく収集できるよう、令和6年3月より、電子化された戸籍謄本等については本籍地以外の市区町村で取得が可能(以下、「広域交付」という)となる見込みである。 <p><法定相続人の特定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政・金融機関では、相続人から提出された戸籍謄本等一式をもとにそれぞれで法定相続人を特定しており、事務の重複が生じていた。 ・また、相続人も戸籍謄本等をそれぞれに提出する必要があり、負担がかかっていた。 ・上記の問題を解消する観点で、平成29年5月に全国の登記所にて「法定相続情報証明制度」が開始された。 ・相続人は、戸籍謄本等と法定相続情報一覧図を準備のうえ登記所に出頭または郵送にて申し出ることによって、認証済みの法定相続情報一覧図の交付を受けることができるようになった。 ・また、各種相続手続きの際には認証済みの法定相続情報一覧図を提出することで、戸籍謄本等の提出を省略できるようになった。 <p><広域交付における戸籍謄本等のオンライン申請及び電子交付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域交付では、最寄りの市区町村の窓口で申請し、電子化された戸籍謄本等を書面で取得することとなっている。また、電子化されていない戸籍謄本等※は対象外となっており、この場合、市区町村に出頭または郵送での交付申請が必要である。※電子化されていない戸籍謄本等(戸籍法施行規則第69条各号) ・電子情報処理組織による取り扱いに適合しない戸籍・除籍簿につづられた除かれた戸籍 <p><規制改革要望の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域交付におけるオンライン申請及び戸籍謄本等の電子交付を実現していただきたい。加えて、電子化の対象範囲を可能な限り拡大していただきたい。 ・また、法務省の新システムにおける電子的な相続関係一覧図の作成に加え、戸籍謄本等に代わる証明書として交付する仕組みを検討していただきたい。 ・なお、上記については法制審議会戸籍法部会第8回(平成30年7月27日開催)でも議論されている。 <p><法定相続情報証明制度におけるオンライン申請及び電子認証済み法定相続情報一覧図の交付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定相続情報証明制度の申請では、戸籍謄本等を原本で提出するため、登記所への出頭または郵送での申出が必要であり、相続人にとって負担がかかっている。 <p><規制改革要望の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本等の電子交付が実現した際には、法定相続情報証明制度のオンライン申請および電子認証付きの法定相続情報一覧図の交付を実現していただきたい。 <p><規制改革の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の見直しにより、相続人における相続手続きに要する時間の短縮や複数の戸籍謄本等の収集に要するコストの削減、金融機関・行政機関における相続手続きの迅速化・効率化
提案主体	一般社団法人 信託協会

	所管省庁	法務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍証明書等の広域交付については、各市区町村の窓口で請求し、書面で交付することとされています。 ・戸籍事務にオンラインシステムを導入することについては、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされています。 ・戸籍・除籍には、紙のみで調製されているものがあります。電子情報処理組織による取扱いに適合しないもの(改製不適合戸籍)は、その性質上電子化することはできませんが、紙のみで調製されている除籍を電子化するかどうかは、各市区町村の判断に委ねられています。 ・御提案にある新システムにおける電子的な相続関係一覧図の作成等の仕組みは、現在ありません。 ・なお、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策等について検討することとされています。 ・法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出に当たっては、戸籍謄本を添付することを要するところ、全ての戸籍謄本が電子化されオンラインで提供可能となっておらず、戸籍謄本を紙媒体で提出する必要があることから、申出は窓口又は郵送によって行うこととされています。 	
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍法第120条の2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 戸籍法施行規則第79条の2第1項及び第79条の5第1項 不動産登記規則第247条及び第248条 	
対応の分類	その他	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・御提案の内容については、相続手続きの効率化の検討に当たっての参考とさせていただきます。 ・制度の現状欄の記載のとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、死亡・相続ワンストップサービスの推進のため、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策等について検討してまいります。御提案の内容については、検討に当たっての参考とさせていただきます。 	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和4年9月16日	回答取りまとめ日	令和5年4月14日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	登記申請 完全デジタル申請
具体的内容	登記に関して義務化をするなら、手続きの簡素化と登録免許税を廃止して、完全にデジタル申請(特例方式はあってもいいと思います)できるようにしてください。
提案理由	<p>離れた親の相続登記をする場合に、時間、距離を短縮し、手続きのスピードに影響するから。(これからこれが経済的にも社会的にも一番効果が大い)</p> <p>デジタル化しているのに、紙の書類を添付する理由がわからないから。 必要な書類をへらせるから。</p> <p>10代20代が登記申請するにはスマートフォンからもできるようにしたほうがよいから。</p> <p>法定相続情報を作成するまで書類を集めるのは、理解できる。しかし、法定相続情報一覧図の写しがデジタル情報で受け取れないのが理解できない。 相続人又は親族がおこなう代理申請は法定相続情報の申請者と同じであるなら、登記に必要な委任状は免除できるようにしてほしい。 マイナンバーカードで電子証明書と電子署名を申請用総合ソフトにつけているなら、紙の委任状を免除できるようにしてほしい。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状	<p>不動産登記の申請は、オンラインの方法によりすることができ、この場合には添付情報も電子文書としてオンラインで添付する必要があります。 なお、添付情報が書面で作成されているときは、当分の間、当該書面を提出することができます。</p>	
該当法令等	登録免許税法第2条	
対応の分類	その他	
対応の概要	<p>制度の現状欄に記載のとおり、不動産登記の申請を完全オンラインで行うことは原則可能ですが、書面で作成されている添付情報(戸籍謄本等)については書面で提出する必要があります。 なお、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:3

受付日	所管省庁への検討要請日	令和4年11月18日	回答取りまとめ日	令和5年4月14日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	公共料金等代理受領サービスにおける収納票(払込票)の本部控え(済通)の保存義務廃止
具体的内容	公共料金等代理受領サービスにおいて、収納時に顧客から受取った収納票(払込票)の済通(本部控え)は原本(紙)保管を行なっているが、「保管期間の見直し(短期化)」または、データの保存にて代替し、「保管の廃止」を認めていただきたい。
提案理由	公共料金等代理受領サービスはバーコードデータにて処理されており、EDI取引と考えられることから、収納票(払込票)は法定保存帳票に該当せず、保存の必要は無いと認識しているが、地方自治法第二百四十三条及び、地方自治法施行令第百五十八条にある通り、公金の収納事務の委託を受けた者は、自治体による検査を受けることがあることから、コンビニエンスストア本部において、払込取扱票の済通を原本(紙)にて一定期間保管している。 以上の対応により、多額の輸送・保管コスト、原本(紙)を保管することによる情報管理上のリスク(個人情報漏洩・紛失等)等の問題が生じている。 収納後の事務処理や検査等の実務上、電子データ(バーコード等の収納データ、若しくは画像イメージ等)での対応にて支障は無いことから保管期間の見直し(短縮化)、または原本(紙)に代えて、電子データによる保存のみとし保管自体の廃止を認めていただきたい。
提案主体	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条により、地方公共団体は私人に公金の徴収又は収納の権限を委任することは禁止されておりますが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条、第158条の2等の規定により、一定の歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができ、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、地方公共団体は、必要があると認めるときは歳入の徴収又は収納の事務について検査することができることとされております。しかしながら、検査の方法について地方自治法及び関係法令にその定めはなく、その運用については地方公共団体の判断によることとされております。	
該当法令等	地方公共団体の財務規則等	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	地方公共団体が私人に歳入の徴収又は収納の委託を行った場合の検査のため、その関係書類を保存することは、地方自治法上の要請ではなく、関係地方公共団体の運用によるものです。 御指摘のあったことが御提案の支障になっているということであれば、当該関係地方公共団体と御相談いただくべきものと考えます。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:4

受付日	所管省庁への検討要請日	令和4年11月18日	回答取りまとめ日	令和5年4月14日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	現行3連式収納票の1連式化
具体的内容	現在、コンビニエンスストア支払い用の収納票について、収納企業にて発行している収納票は「お客様控、本部控、店舗控」の3連式となっているが、「お客様控」のみの1連式での発行、運用としていただきたい。
提案理由	<p>コンビニエンスストアでは年間10億件以上の収納代行受付を行っており、各自治体・各収納事業者との委託契約又は、収納代行事務要領の定めにより、「お客様控、本部控、店舗控」の3連式での収納票発行となっているため、コンビニエンスストア店舗での押印/印紙貼付/控えの切り取り・お渡しに関する運用業務、また、本部控の送付/保管コストが発生している状況となっている。</p> <p>一方、近年では、スマホ上に収納用バーコードを表示してコンビニエンスストアにて読み取り、支払いが出来るサービスが拡大しており、この場合は、「店舗控、本部控」が無く、お客様は支払いをした内容をアプリやブラウザにて確認出来る仕様となっており、当該仕様にて問題なく運用出来ている。</p> <p>現在のコンビニエンスストア支払い用の収納票においても「お客様控」のみにて運用可能になるのではと考えており、収納企業においても発行コスト削減に繋がり、コンビニエンスストアにおいても運用ミス削減やコスト削減に繋がると考えているため、各自治体並びに収納事業者との委託契約書又は、収納事務取扱要領から3連式での発行、運用に関する条文を削除させていただきたいと考える。</p> <p>但し、自動車税の収納票については納税証明書が必要と考えており、自動車税の収納票については「お客様控/納税証明書」の2連式での発行、運用になるかと考える。また、お客様控の検収印の押印要否については課題が残る観点と考える。</p>
提案主体	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条により、地方公共団体は私人に公金の徴収又は収納の権限を委任することは禁止されておりますが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条、第158条の2等の規定により、一定の歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができることとされております。しかしながら、地方自治法及び関係法令上、その様式についての定めはありません。	
該当法令等	地方公共団体の財務規則等	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	地方公共団体が私人に歳入の徴収又は収納の委託を行う場合の関係書類の様式については、地方自治法及び関係法令上の定めはなく、地方公共団体の運用によるものです。 御指摘のあったことが御提案の支障になっているということであれば、当該関係地方公共団体と御相談いただくべきものと考えます。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:5

受付日	所管省庁への検討要請日	令和4年12月15日	回答取りまとめ日	令和5年4月14日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	国・地方公共団体とのリース取引について① 地方公共団体の入札手続きの電子化
具体的内容	地方公共団体の入札手続きについて、早急に電子化を図ること。
提案理由	2021年度の当協会の提言に対し、総務省は「直ちに電子化・統一化することは困難であり、地方公共団体の実情や意見、デジタル庁等の関係省庁の意見も伺いながら、その可否も含め、合意形成を図りつつ、慎重に検討していく必要がある。地方公共団体における入札・契約に関する一連の手続の電子化の促進に向け、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目を定め、地方自治法に基づく技術的な助言として、地方公共団体に対してその活用を促すとともに、標準項目の導入を契機として、当該申請手続の電子化についても検討いただくよう要請した。」と回答されているが、電子化・統一化に向けた検討を早急に進め、これらを実施すること。上記が実施されるまでの間は、地方公共団体のホームページに入札関係の申請書等を掲載し、リース会社が地方公共団体の窓口に出向いて申請書の手交を受ける手続きを取り止めること。
提案主体	公益社団法人リース事業協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。	
該当法令等	地方公共団体の規則等	
対応の分類	その他	
対応の概要	<p>総務省においては、累次の規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定等)に基づき、令和3年10月に地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等(以下「標準項目」という。)の取りまとめを行い、地方公共団体に対して、その積極的な活用を図ること及び当該申請手続の電子化・オンライン化をすることについて、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言を行うとともに、地方公共団体の財政担当者が出席する全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、周知や採用の働きかけを行っているところです。</p> <p>また、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年6月に「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査」を実施し、標準項目の活用状況や、調達関連手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握するとともに、令和4年11月からは、当省において開催している「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、この調査の結果も踏まえながら、調達関連手続の標準化等についての議論を開始したところであり、令和5年3月の本研究会においては、経済団体からヒアリングを行ったところです。引き続き、規制改革実施計画等に基づき必要な取組を行ってまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:6

受付日	所管省庁への検討要請日	令和4年11月18日	回答取りまとめ日	令和5年4月26日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	公金出納事務のデジタル化の早期実現
具体的内容	地方公共団体に共通して活用できる基盤の整備を進めるに際しては、既に民間事業者は地方税についてeLTAXを活用していることから、新たなシステムを構築するよりは、eLTAXの対象範囲を地方税のみから公金へ拡大することが望ましい。また、その実現時期について、2022年度末までに確実に成案を公表すべきである。
提案理由	令和4年度税制改正において、eLTAXを用いた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段の拡大等が進む一方で、地方税に該当しない公金(道路占用料、行政財産使用料等)については、依然としてその多くが紙媒体の納入告知書または納入通知書により徴収され、収納も金融機関窓口での納付が前提となっている。 規制改革実施計画(2022年6月閣議決定)では、公金納付のデジタル化に向けた検討体を政府内に立ち上げることとされている。 (要望実現により)企業実務のデジタル化の推進や働き方の柔軟化、バックオフィスの生産性向上が実現される。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省財務省
制度の現状	地方公共団体の公金収納については、現行においても、各地方公共団体の判断により、指定納付受託者制度(地方自治法第231条の2の2)を活用して、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等を利用した決済方法を導入することができます。 他方、地方税については、これらに加えて全国共通の仕組みとして納付書に付された地方税統一QRコードを読み取ることで、eLTAXを活用した収納が可能となっています。	
該当法令等	-	
対応の分類	その他	
対応の概要	規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)において、「地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について(略)地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システムの措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。」こととされたことを踏まえ、デジタル庁及び総務省においては、令和4年12月に「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」を立ち上げ、公金収納に係る地方公共団体共通の仕組みの構築に係る検討を行い、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」(令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)を決定したところです。 本方針においては、遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指すこととしており、デジタル庁、総務省及び関係府省庁においては、本方針を踏まえ、必要な取組を推進していくこととしています。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号：7

受付日	所管省庁への検討要請日	令和4年12月15日	回答取りまとめ日	令和5年4月26日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	国・地方公共団体とのリース取引について② 手続きの合理化
具体的内容	国・地方公共団体とのリース取引において、指定請求書(契約に用いた印鑑の押印)が用いられる等、民間事業者に過重な負担が生じていることから諸手続きを合理化すること。
提案理由	国・地方公共団体とのリース取引において、以下を合理化すること。 ①指定請求書を廃止し、事業者の様式による請求書を認めること。これが認められるまでの間は、指定請求書への押印(契約に用いた印鑑)を直ちに廃止すること。 ②入札仕様書を統一化するとともに、仕様を明確に記載すること。 ③指名競争入札を辞退する場合の「辞退届」の廃止または電子化すること。 ④入札参加資格を緩和すること。 ⑤国・地方公共団体ごとに異なるリース契約書の標準モデルを作成して統一化すること。
提案主体	公益社団法人リース事業協会

所管省庁	総務省財務省
------	--------

制度の現状	<p>【総務省】 請求書への押印及び請求書、入札仕様書、辞退届、契約書の様式等については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。また、入札参加資格は、地方自治法施行令第167条の4等の規定により、地方公共団体が必要に応じて定めるものとされています。</p> <p>【財務省】 ①国の契約に関する請求書は、会計法令上、特定の様式を定めていません。また、国の契約に関する文書について、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみです(電子契約書の場合、押印は不要)。 ②国の契約に関する入札仕様書は、会計法令上、特定の様式を定めていません。そして、契約担当官等が個別の事情に基づいて仕様書を作成しています。 ③国の指名競争契約において、会計法令上、辞退届の提出に関する定めはありません。 ④国の契約において、競争参加者の資格は、会計法令に基づき定めることとしています。 ⑤国の契約を締結する際、原則として、契約書を作成することが必要です。また、契約書に記載すべき事項は会計法第29条の8第1項等で規定していますが、契約の性質・目的を踏まえ、契約書に記載する事項を省略し或いは追加することも可能です。</p>
-------	--

該当法令等	<p>【総務省】 地方公共団体の規則等</p> <p>【財務省】 会計法(昭和22年法第35号)第29条の8第1項 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70～73条・第100条第1項</p>
-------	---

対応の分類	【総務省】①③④その他⑤対応不可【財務省】①・③現行制度下で対応可能②・④・⑤対応不可
-------	---

対応の概要	<p>【総務省】① 総務省では、令和2年に地方公共団体に対して通知を发出し、国における事例を参考として、押印等の見直しに積極的に取り組むことを要請したほか、令和3年には、標準項目の周知に併せて見積書や請求書等の支出根拠書類の押印の見直しに取り組むよう促しているところですが、引き続き、国における取組や上記通知等の趣旨を踏まえて、押印見直しの取組を進めることについて、様々な機会を捉えて地方公共団体に促してまいります。</p> <p>なお、地方公共団体における押印の見直し等については、内閣府においても、令和2年に「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を作成し、地方公共団体への助言やホームページにおける事例公表を行うなど、取組を行っているものと承知しています。</p> <p>② 地方公共団体がOA機器等の賃貸借を受けるための契約及びその仕様書を作成するに当たっては、当該OA機器等は当該地方公共団体以外の者の所有に属するものについて当該者から賃借を受けて地方公共団体が利用することになるものであることから、当該OA機器等について故障等があった場合の責任分担や、運用に当たっての保守管理の方法等を個別の契約ごとに明確に定める必要があり、そのように各地方公共団体において運用されているものと承知しています。また、地方公共団体がOA機器等の賃貸借を受けるための契約・その仕様書については、当該OA機器等の機能や性質、その設置場所の環境、使用形態・頻度、各事業者ごとに提供する保守管理等についての個別のサービスの内容等を十分に踏まえて個別に定めるべきものと承知しており、OA機器等の賃貸借を受けるための契約・その仕様書について標準仕様等の統一のルールになじむものではないと考えますので、当省において御要望を踏まえた対応をすることは困難であると考えます。</p> <p>③ 制度の現状に記載のとおり、地方公共団体の調達関連手続きの具体的実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において、当該団体の実情を踏まえ、財務規則等で定めて運用していることから、地方公共団体ごとに大きく異なります。こうした状況を踏まえ、まずは、当省で開催している新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会において、調達関連手続きの標準化の観点から、民間事業者の意見やフォローアップ調査により把握した地方公共団体の意見を踏まえて、調達関連手続きのうち、どのような手続において統一性又は裁量性を確保すべきか、統一性又は裁量性を確保するに当たって、どのような手法を取り得るか等について議論を進めていくこととしています。</p> <p>④ 入札参加資格については、地方公共団体がその契約の目的や性質に応じて、適正な入札のために各地方公共団体の判断で必要な範囲で設けているものと承知しています。</p> <p>⑤ ②の回答のとおり。</p> <p>【財務省】①国の契約に関する請求書について、会計法令上、特定の様式を定めていません。そのため、必ずしも「専用の様式」による必要はなく、事業者独自の様式で提出することは、制度上可能です。</p> <p>また、国の契約に関する文書について、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみであり、請求書への押印は、制度上求めていません。</p> <p>②国の入札にかかる仕様書については、契約ごとの条件に応じて詳細かつ明確に記載する必要があり、その内容は契約担当官等が個別に検討等することとなります。そのため、仕様書の統一化をすることは困難と考えます。</p> <p>③国の指名競争契約において、会計法令上、辞退届の提出を定めたものではありません。</p> <p>④国の契約において、競争参加者の素質の適否は契約履行の成否に重大な影響を及ぼすものであることから、会計法令において競争参加者の資格を規定しているところですが、具体的には、予算決算及び会計令第70条及び第71条に定める「一般競争に参加させることができる者」及び「一般競争に参加させないことができる者」については、入札参加者に契約履行能力があるか等を判定する基準を掲げており、適正な契約の履行を確保するために必要な規定であると考えます。</p> <p>また、予算決算及び会計令第72条及び第73条に定める「一般競争参加者の資格」については、各省各庁の長等又は契約担当官等が、適正な契約の履行を確保するために必要に応じて定めるものであり、適切に運用されているものと考えています。</p> <p>⑤契約の性質・目的等は多種多様であるため、契約書に記載する事項については、契約担当官等が個別に検討等することとなります。</p> <p>また、国が作成する契約書については、後日、契約上の紛争や疑義が生じることを避けるため、案件ごとの内容に応じてなるべく詳細に規定することが求められますので、統一的な契約書のひな形を作成することは、困難と考えます。</p>
-------	---

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:8

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年4月17日	回答取りまとめ日	令和5年5月17日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	失業認定と職業相談をセットでオンライン化
具体的内容	失業認定のオンライン化は規制改革推進会議の議論である程度の道筋がついた。しかしそれとセットで行うことが多いハローワークでの職業相談は厚労省内で対面ベースの現状維持の方向で検討されているように思われる。職業相談がオンライン化されないと結局ハローワーク来所が実質必須となる。オンライン上で両方ともできるように整備していただきたい。
提案理由	厚労省内で失業認定を含む雇用保険制度の研究会を立ち上げ議論している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuan_504711_00005.html その中である構成員から梅田のハローワークを視察し、(対面での)失業認定から職業相談までの流れは素晴らしいので維持すべき旨の意見が出てそれに対し他の構成員から異論がなかった。梅田のハロワは西日本で屈指の規模を誇っており(規模としては飯田橋ハロワに匹敵する規模)、民間の小売店では旗艦店に相当する。旗艦店の対応が素晴らしいのは当たり前であり、さらに厚労省本省から視察が入ると事前予告があったのならば当日の現場の人員を増員して対応していた可能性も否定できない。 2022.4.12 規制改革推進会議第4回デジタル基盤WGにおいて、厚労省よりオンライン面談では通信トラブルが多いという発言があった。厚労省はじめ国及び地方自治体の行政現場においてはインターネットの回線環境が弱い弱で、大量のデータ通信を伴う動画配信やオンライン会議を複数人が行うと回線自体がダウンし、メールの送受信など一般的な業務がストップしてしまう。テレワークを政府として推進していくのならば、身内の回線を増強するところから始めてほしい。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	ハローワークにおいては、オンラインでの求職申込みや職業相談、職業紹介なども可能となっています。	
該当法令等	なし	
対応の分類	対応	
対応の概要	ハローワークにおける職業相談のオンライン化については、制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、失業認定のオンライン化については、原則4週間に1度、全員一律に来所を求めている取扱いをデジタル技術を活用して見直すこととしており、市町村取次対象地域での試行実施の結果や諸外国の実態を踏まえながら、今後も検討を進めてまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:9

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年5月23日	回答取りまとめ日	令和5年6月15日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	入札参加資格審査申請について
具体的内容	入札参加資格審査申請については、全国の地方自治体で、申請書統一化は検討されていると思われるが、申請方法等についても標準化を呼びかけていただきたい。
提案理由	各自治体によっては、申請書をファイルに綴じ込んで提出する自治体やファイルの色や品番を指定している自治体もあり、申請者に対して過大な負担を強いられている現状がある。
提案主体	日本行政書士会連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。	
該当法令等	地方公共団体の規則等	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>総務省においては、累次の規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定等)に基づき、令和3年10月に地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目(以下「標準項目」という。)の取りまとめを行い、地方公共団体に対して、その積極的な活用を図ること及び当該申請手続の電子化・オンライン化をすることについて、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言を行うとともに、地方公共団体の財政担当者が出席する全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、周知や採用の働きかけを行っているところです。</p> <p>また、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年6月に「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査」を実施し、標準項目の活用状況や、調達関連手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握するとともに、令和4年11月からは、当省において開催している「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、この調査の結果も踏まえながら、調達関連手続の標準化や電子化・オンライン化等について議論を行っているところです。引き続き、規制改革実施計画等に基づき必要な取組を行ってまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:10

受付日	所管省庁への検討要請日	令和4年11月18日	回答取りまとめ日	令和5年7月12日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	公共料金等収納代行サービスにおける払込票への個人情報記載廃止
具体的内容	公共料金等収納代行サービスにおいて、現行では払込票に個人情報が記載されていることが多いが、情報管理の観点から個人情報記載を廃止していただきたい。
提案理由	払込票に個人情報(氏名・住所等)が記載されていることにより、紛失・盗難等が発生した際に個人情報漏洩のリスクが生じる。 本部・店舗にて預かる各控えには個人情報を記載しないルールとすることにより、個人情報漏洩リスクを無くしたい。
提案主体	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条により、地方公共団体は私人に公金の徴収又は収納の権限を委任することは禁止されておりますが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条、第158条の2等の規定により、一定の歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができることとされております。しかしながら、地方自治法及び関係法令上、関係書類に記載する事項についての定めはありません。	
該当法令等	地方公共団体の財務規則等	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	地方公共団体が私人に歳入の徴収又は収納の委託を行う場合の関係書類への記載事項については、地方自治法及び関係法令上の定めはなく、地方公共団体の運用によるものです。 御指摘のあったことが御提案の支障になっているということであれば、当該関係地方公共団体と御相談いただくべきものと考えます。 なお、御指摘のある情報が個人情報に該当するものかどうかは、個人情報保護法等の規定に照らして判断されるべきものであり、その判断に従って、同法に基づき取り扱われるべきものと考えます。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:11

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年6月19日	回答取りまとめ日	令和5年8月24日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	23. 利子補給事業における申請書等への押印の廃止等
具体的内容	利子補給事業における各種申請書等への代表者印を廃止する。また、申請書類等の郵送を廃止し、電子化する。
提案理由	<p>○①新型コロナウイルス感染症対応の実質無利子・無担保融資における「利子補給金交付申請書 兼 実績報告書」(一部の地方自治体)や、②内閣府の「総合特区支援利子補給金」および厚生労働省の「雇用創造プロジェクト関連利子補給」における利子補給契約書で代表者印が必要となっている。また、これらの書類は郵送による提出が求められている。</p> <p>○政府において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、その一環として、利子補給事業における各種申請書等の代表者印を廃止していただきたい。電子メールによる提出のみでよいこととすることで、行政、銀行双方のペーパーレス化、事務効率化につながる。</p> <p>○昨年度要望に対し、内閣府・厚生労働省は、「契約の法的安定性を図る」観点で押印が必要であるとしている。しかし、内閣府・法務省・経済産業省は、「押印についてのQ&A」(2020年6月19日公表)において、「契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない」との解釈を示し、民間に押印慣行の見直しを促している。行政機関と民間との契約についても、本Q&Aの考え方と同様、必ずしも押印は必要ないと考える。</p> <p>○また、昨年度要望のうち、新型コロナウイルス感染症対応の実質無利子・無担保融資における利子補給金交付申請書の押印廃止については、回答が示されておらず、早期に回答を示すとともに、実現に向けて検討していただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	経済産業省内閣府厚生労働省
制度の現状	<p>【経済産業省】 ご指摘の新型コロナウイルス感染症対応の実質無利子・無担保融資について、国としては押印を求めておらず、一部の自治体が金融機関に求めている状況です。 昨年度、本事業の基金設置法人である中小企業基盤整備機構を通じて自治体に押印を求めないよう協力依頼を行っております。</p> <p>【内閣府】 総合特区支援利子補給金 利子補給契約書について、電子契約での取り交わしを可能とするため、令和5年3月3日付けで「総合特区支援利子補給金交付要綱」を改正し、電子により契約書を作成する場合の取扱いを明記しました。 これにより、令和5年4月以降に貸付を実行し、内閣府に総合特区支援利子補給契約の申込みを行う際、電子契約書による利子補給契約締結を選択することが可能となり、この場合、契約書への代表者印の押印は不要となります。 なお、利子補給契約書以外の利子補給事業に関する全ての提出書類については、令和4年1月に押印を廃止し、電子データによる提出が可能となっております。</p> <p>【厚生労働省】 (地域雇用創造利子補給金(地域活性化雇用創造プロジェクト)及び地域雇用創造利子補給金(戦略産業雇用創造プロジェクト)について) 地域雇用創造利子補給金(地域活性化雇用創造プロジェクト)及び地域雇用創造利子補給金(戦略産業雇用創造プロジェクト)関連融資利子補給金)における各種書類のうち、利子補給契約書については、押印をすることとしており、郵送での手続きをお願いしております。一方、当該契約書以外の書類については、令和3年1月の改正において、押印を廃止するとともに、電子メールによる提出を可能とするよう運用を変更しています。</p>	<p>【経済産業省】 なし</p> <p>【内閣府】 ・総合特別区域法 ・総合特別区域法施行規則 ・総合特区支援利子補給金交付要綱</p> <p>【厚生労働省】 雇用保険法施行規則第140条の2第2項 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 厚生労働省所管補助金等交付規則</p>
該当法令等		
対応の分類	【経済産業省】現行制度下で対応可能【内閣府】対応【厚生労働省】対応	
対応の概要	<p>【経済産業省】 国としては押印を求めているため、現行制度で対応可能。 すでに本事業の基金設置法人である中小企業基盤整備機構を通じて自治体に協力依頼を行っております。</p> <p>【内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【厚生労働省】 (地域雇用創造利子補給金(地域活性化雇用創造プロジェクト)及び地域雇用創造利子補給金(戦略産業雇用創造プロジェクト)について) 利子補給契約書について、電子契約での取り交わしを可能とするため、今年度中に「地域雇用創造利子補給金(地域活性化雇用創造プロジェクト)交付要綱」及び「地域雇用創造利子補給金(戦略産業雇用創造プロジェクト)交付要綱」を改正し、電子により契約書を作成する場合の取扱いを明記する予定です。 これにより、令和6年度以降に貸付を実行し、上記交付要綱に基づいて厚生労働省に利子補給契約の申込みを行う際、電子契約書による利子補給契約締結を選択することが可能となるため、この場合の契約書への代表者印の押印は不要となる予定です。 なお、当該契約書以外の書類については、令和3年1月の改正において、代表者印の押印を廃止するとともに、電子メールによる提出も可能とするなど、金融機関の負担軽減に取り組んでおり、引き続き制度の利便性向上に取り組んでいきたいと考えています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 12

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年7月18日	回答取りまとめ日	令和5年8月24日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	登記申請で使用する収入印紙の再使用申出書に実務上も押印を求めないこと。
具体的内容	再使用申出書の様式については民事局長通達である不動産と商業の準則に様式が定められており、そこでは申出者の押印は求められてない。／たとえば、不正登記防止申出書には丸字に印と表示されているため、これが表示されていない再使用申出書では押印が不要である。／この取扱いは最近の押印廃止ブームの遥か以前であるH10.12.21民三2456号依命通知によって押印廃止に変更されたもので、その解説では「申出人の押印は本人確認の意味を持たないし、申出意思の担保が重要性を持つ場面でもないことから、押印を廃止し、記名又は署名のみとしても差し支えない」とする。／しかし、実務上は押印が廃止されておらず、各法務局が公開→
提案理由	→している見本では押印が求められている。／たとえば、名古屋法務局の商業登記用申出書[https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/content/001323374.xlsx]や旭川地方法務局の記載例[https://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/content/000129713.pdf]には押印箇所が追加されているし、新潟地方法務局[https://houmukyoku.moj.go.jp/niiigata/static/saisiyomouside.doc]に至っては「申請書に押印した印鑑を押印してください」と明記している。／これでは政府方針として押印廃止を決定した意味がないし、この経緯を知らない担当者は押印のない申出書を通達に反して受理しないであろう。／法務省はR3規制改革607提案において、実務上一般的に行われている代理人による登録免許税還付金の放棄の取扱いについて「承知しておりません」と回答しているが、登記官に広範な裁量を認めている登記法で登記官がすべての法令通達を知悉しているはずがなく、またすべての法令通達を遵守できるはずもなく、当然にそれと矛盾する慣行があり得るとなぜ認めないのか？／むしろこれは本音と建前の使い分けであり、霞が関の横並びで通達を出したけれど実際には廃止できないから、法務省は「承知しておりません」で現場に押印をさせている二枚舌ではないのか？／こうしたガバナンス不在のマネジメントが東海村臨界事故のような想定外の事態を引き起こすリスクを承知すべきである。
提案主体	商業登記ゲンロン

	所管省庁	法務省
制度の現状	再使用証明申出書には押印をする必要はありません。	
該当法令等	平成10年12月21日付け法務省民三第2456号民事局第三課長依命通知	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	再使用証明申出書への押印の取扱いは、「制度の現状」に記載のとおりですが、法務局ホームページに記載されている様式については、修正を検討します。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 13

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年9月25日	回答取りまとめ日	令和5年10月18日
-----	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	地方自治体・警察署への各種申請書類等の省力化・電子化に関する提案
具体的内容	警察署へ提出する道路占用許可申請書ほか更新書類など各種申請書類に関して、窓口へ直接持ち込まないと受け付けてもらえない。また、地方自治体に関しては、多くの場合郵送でも受け付けていただけるためいくらか省資源で対応できるが、地方自治体全て書式がバラバラであり、書類作成に莫大な時間がかかっている。提出先の行政機関によらず、全国同一書式・Web申請可能にしていきたい。
提案理由	弊社は基地局設置にて、地方自治体や警察署へ公共財産使用許可や道路占用許可等を受けて事業を行っているが、膨大な数の行政機関とのやり取りが発生している。新型コロナウイルス他、感染症の危険が高まっている昨今、窓口へ書類を直接持ち込まないと受け付けていただけないというのは時代に逆行しているため、即刻改善が必要と考える。 また、たった1枚の書類を窓口に届けるため、1名ないし2名を交通機関を使用し半日外出させるのは、我が国の貴重な労働力・エネルギー資源の浪費に他ならない。 そもそも、行政機関に対する申請について、あらゆる場合に書面での申請が必須というの、紙資源・書類を郵送するエネルギー資源・行政機関にて書類を管理する人的資源の浪費だと考える。少なくとも、処理内容が同じ書類については、全国すべての行政機関で書式を統一してほしい。 以上の理由から、行政・警察への各種申請書類等提出時の省力化・電子化に関する提案をさせていただきたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	内閣府デジタル庁警察庁国土交通省
制度の現状	<p>警察署長の道路使用許可を受けようとする方は、道路使用許可申請書を、行為に係る場所を管轄する警察署長に提出しなければなりません。</p> <p>申請については、道路使用許可の申請書は全国で同一であるほか、道路使用許可申請の内、定型的なもの及び反復継続して行うものについては、令和3年6月から試行運用している警察行政手続サイトによりオンライン申請することも可能です。</p> <p>民間事業者等が地方公共団体に対して行う申請・届出等のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、原則として(マイナポータルやe-Gov等の)既存の共通機能を活用し、手続を所管する関係府省庁において各府省庁における具体的方針等に基づきオンライン化に取り組むこととしています。</p> <p>また、申請書類の様式についても、自治体間の独自様式(ローカルルール)等を横断的に見直ししていくこととしており、規制改革推進会議においても議論されているところです。</p> <p>政府としても、引き続き行政手続のオンライン化を推進し、利便性の向上に努めていきたいと考えています。</p>	
該当法令等	(道路使用許可について) 道路交通法第77条第1項	
対応の分類	(道路使用許可について)対応(省力化・電子化一般について)その他	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:14

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年9月20日	回答取りまとめ日	令和5年11月15日
-----	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目
具体的内容	道路占用手続プラットフォーム構築
提案理由	自治体が管理する道路においても国道に倣ったオンライン化を進める当あたり、ワンストップ化などを進め、国・自治体・警察・保健所への申請を一括で行う共通のプラットフォームを構築し、手続を簡素化されたい。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	国土交通省デジタル庁警察庁厚生労働省
制度の現状	道路法第32条第1、2項の規定により、道路に一定の工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては道路管理者に申請書を提出し、許可を受けることが必要であるところ、その際道路交通法第78条第2項では道路使用許可申請との一括申請が規定されており、道路占有許可申請にあわせて道路使用許可を申請することが可能となっております。	
該当法令等	道路法第32条 道路交通法第78条	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)において、民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能であるe-Gov等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ることとし、関係府省庁は、各府省庁における具体的方針等に従ってオンライン化に取り組むこととしています。</p> <p>道路占有許可申請に関しても、自治体が管理する道路について、「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)を踏まえ、いくつかの自治体において、e-Govを用いたオンライン化の試行に向けた取組を行っているところであり、一部の自治体においては、8月からオンラインによる試行実施が始まっています。試行の結果も踏まえつつ、来年4月から、この取組を全国の自治体に拡大させていく予定です。また、国道・県道・市道の道路占有のオンライン申請については、今後、ワンストップ対応が可能になるよう検討を進めているところです。</p> <p>また、申請者の負担に配慮して、道路使用許可申請については道路占有許可申請と一括して発出することができることとされているところ、オンライン化に際しても、一括して申請できるよう検討しているところです。</p> <p>引き続き、道路占有の申請者の利便性に配慮しつつ、関係府省庁間で連携して検討して参ります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 15

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月8日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	地方自治体の公共料金の電子決済化、全国統一化推進
具体的内容	最近大分市に転入しましたが、水道料金の支払いが原則納付書払いとなっていて、口座振替も出来るのですが、銀行印・通帳を持って銀行窓口に出向く必要があります。そもそも、仕事があるため平日に銀行に行くのは不可能ですし、そもそもコロナ感染リスクを考えると来店せずに手続きを出来るようにするべきです。他の自治体では、クレジット払いも進んでいて、最低限でも郵送で手続きが出来るのが普通です。また、そもそも公共料金を全国バラバラのやり方で徴収する意味はあるのでしょうか？全国統一で自宅から電子決済できる方向への改善を強く望みます。
提案理由	コロナ感染リスクの低下、国民の無駄な稼働軽減。
提案主体	個人

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方公共団体に対する公金納付の方法としては、現行においても、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2等の規定に基づく指定納付受託者制度により、クレジットカードやスマートフォンアプリ等のデジタル納付が可能となっています。	
該当法令等	地方自治法第231条の2の2	
対応の分類	対応	
対応の概要	<p>公金収納のデジタル化については、令和5年10月6日に関係府省庁連絡会議において決定した「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、地方公共団体(都道府県・市区町村をいう。以下同じ。)の普通会計に属する全ての公金並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料について、地方公共団体の判断によりeLTAXを活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に要請を行い、所要の立法措置を講ずるなど、必要な取組を行う。 ・本方針に基づく所要の取組については、引き続き、具体化に向けた検討を進めるものとし、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。その上で、eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。 <p>とされたことなどを踏まえ、eLTAXを活用した公金納付の実現に向けて取組を進めているところです。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 16

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月8日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	公金出納事務の一元化
具体的内容	道路占用料、行政財産使用料等の電磁的方法による告知・通知を可能とし、収納については、口座振替(自動引落)やオンラインバンキング、eLTAXを活用(対象範囲を地方税のみから公金へ拡大適用)できるようにすることを要望する。また、地方自治体共通の仕組みを新たに構築し、通知・収納を電子化することも期待される。
提案理由	令和3年度税制改正において、地方税共通納税システムの対象税目が固定資産税等にも拡充される等、eLTAXを活用した納税業務の電子化が進む一方で、地方税に該当しない公金(道路占用料、行政財産使用料等)については、依然としてその多くが、紙媒体の納入告知書または納入通知書により徴収され、収納も金融機関窓口での納付が前提となっている。 (要望実現により)、働き方の柔軟化とバックオフィスの生産性向上を実現する。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省デジタル庁国土交通省
制度の現状	地方公共団体に対する公金納付の方法としては、現行においても、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定に基づく指定納付受託者制度により、クレジットカードやスマートフォンアプリ等のデジタル納付が可能となっています。また、地方税については、eLTAXを活用した納税が可能となっています。	
該当法令等	地方自治法第231条の2の2 地方税法第747条の6	
対応の分類	対応	
対応の概要	<p>公金収納のデジタル化については、令和5年10月6日に関係府省庁連絡会議において決定した「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、地方公共団体(都道府県・市区町村をいう。以下同じ。)の普通会計に属する全ての公金並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料について、地方公共団体の判断によりeLTAXを活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に要請を行い、所要の立法措置を講ずるなど、必要な取組を行う。 ・本方針に基づく所要の取組については、引き続き、具体化に向けた検討を進めるものとし、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。その上で、eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。 ・デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、エンドツーエンドでのデジタル完結による住民や民間事業者の利便性向上等を実現するため、公金収納に係る納付通知について、地方公共団体がフロントサービス(マイナポータルやe-Gov)を活用して電子的に送付する方法のほか、一定の公金収納を担うこととなるeLTAXとの連携も視野に速やかに検討する。 <p>とされたことなどを踏まえ、eLTAXを活用した公金納付の実現に向けて取組を進めているところです。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 17

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年10月20日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	法定相続情報証明制度において任意代理人の制限を撤廃すること
具体的内容	法定相続情報証明制度では任意代理人を親族または特定資格者に限定している。／これは任意代理を無制限に認めると「代理人に成りすました者からの申出がされるおそれ」があり、「証明書の正確性が害されるおそれ」が生じるからだという[民事月報Vol.72.5 p18]。／また、「実際に申出の代理の委任をするニーズが高く」、「戸籍謄本等や資格を証する書面といった客観的な書面から本人とのつながりを容易に確認することができる」からだとする[同]。／相続登記促進のために創設された制度が、なぜこのような理由で利用制限を正当化されるのか全く理解できない。／まず、戸籍謄本を取得する場面では無関係な者からの請求を排除する→
提案理由	→ため、代理人資格を厳格に運用する必要がある。／不正請求が報道されるのはほとんど有資格者の職務上請求である気がする。／これに対して、その厳格な手続を経て取得された戸籍謄本の提出を前提とする法定相続情報制度では、戸籍謄本を所持していること自体が適法に戸籍謄本を取得した本人からの委任を受けていると推定できる。／手続では本人の身分証明書も必要になる。／戸籍謄本を所持していても本人とのつながりが推定できないならば職務上虚偽請求などによる戸籍謄本の不正取得の問題であって、職務上不正請求をなし得る有資格者を代理人と認めている時点で矛盾だろう。／また、実際上のニーズを理由に代理人資格を制限するが、過疎地で所有者不明土地が広がっているのは、高齢者だらけで有資格者がおらず、親族も都会に出ていったからではなかったか？／そうした地域で相続登記を促進しようとするれば、親族関係にとられない地域のつながりに頼しかない。／この原因を無視して代理人資格を制限するのは問題解決の方法として矛盾している。／法務省は法定相続情報が戸籍謄本の代わりである点を強調するけれど、そうであるならば、なぜ戸籍法ではなく不登法に規定するのか？／相続登記では代理人資格が制限されていないから、法定相続情報を相続登記で活用するには不動産登記法の代理人規定に合わせなければ意味がない。／偽造変造した戸籍謄本は、法定相続情報を介さず、直接相続登記で利用すれば同じことだろう。／それでも不正取得のリスクがあるなら、密行性の問題が生じない法定相続情報では、申出時に確認用封筒を添付させて本人に通知すればいい。／代理人の本人確認も徹底して。
提案主体	商業登記ゲンロン

	所管省庁	法務省
制度の現状	<p>不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に基づき、表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他のために必要があるときは、その相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出をすることができるとされています。</p> <p>同条第2項第2号に基づき、当該申出は代理人によることも可能とされているところ、当該代理人は、申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第3項に掲げる者に限るものとされています。</p>	
該当法令等	<p>不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第2項第2号 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第3項</p>	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>法定相続情報証明制度においては、戸籍謄本等と同様の個人情報を取り扱うことから、代理人に成りすました者からの不正な申出を防止するため、申出人を制度の現状に記載した者に限定しているものであり、これを撤廃することは困難です。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 18

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく各都道府県、市区町村への報告書、計画書の統一化
具体的内容	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、各都道府県、市区町村への報告書、計画書について、様式、書式、報告の範囲の行政毎の違いをなくし、全国統一としていただきたい。
提案理由	地球温暖化対策の推進に関する法律において、「事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独、または共同して温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない」とされている。各都道府県、市区町村毎の条例等に基づき、報告が求められているが、現状、報告先毎に様式、書式、報告の範囲が異なるため、報告書及び計画書の作成に時間と労力を費やしている。報告すべき内容は重複している点が多いことから、報告の内容が統一されることで、事業者としてはデータの準備を効率良く対応できる。また、行政としては同じ基準を用いることで、行政を跨いだ横比較等、今後の政策立案に資するデータ分析が可能になるものと考えられ、結果として、国全体での計画達成を前進させ、積極的な成果を上げることにつながるのではないかと考える。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	環境省
制度の現状	地球温暖化対策実施報告書等については、各地方公共団体で定める条例等に基づく制度であり、国に報告を求めるものではありません。報告書等については各事業者による作成後、各地方公共団体に提出されるものと承知しております。	
該当法令等	—	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおり、地球温暖化対策実施報告書等は各地方公共団体で定める条例等に基づくものと承知をしており、環境省として報告書等の様式等を統一できる立場にはありません。なお、事業者の負担軽減に向けた対応について、地方公共団体のご意見も踏まえつつ検討してまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:19

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	消防訓練実施届出書の書式統一
具体的内容	消防法上の消防訓練実施届出書の書式が自治体ごとに異なるため、統一していただきたい。
提案理由	多くの拠点がある場合、拠点毎に消防訓練実施届出書を提出する必要があるが、自治体ごとに届出書の書式が異なるため、届出書の作成に多くの時間を要している。そのため、全国共通の書式にさせていただくことにより、届出書作成の負担は相当軽減されると考える。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	消防法施行規則第3条第11項の規定に基づき、不特定多数の者や災害時要援護者の出入りがある防火対象物の防火管理者は、消防計画に基づく消火訓練及び避難訓練を実施する場合は、あらかじめ、その旨を消防機関へ通報することを義務付けています。 なお、消防機関への通報の方法については特段の定めがないことから、電話や電子申請により通報することも可能です。	
該当法令等	消防法施行規則第3条第11項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	各消防本部におけるこの通報に関する運用状況の実状を把握の上、どのような対応が必要か検討を行います。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:20

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.15 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、自治体への報告書・計画書のフォーマットの統一
具体的内容	国は、本報告書・計画書の標準様式を策定の上、「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「全国的に共通の取扱いとすべき場合には、前記2. 及び3. の考え方に則り、技術的助言のかたちで運用のガイドライン等を周知することや、法令改正をすること等の必要な措置を講ずる」を踏まえ、自治体が同様式を使用するよう技術的助言を発出すべきである。
提案理由	地球温暖化対策の推進に関する法律及び同法を根拠とする地球温暖化対策計画書等に基づき、事業者はその事業所が立地等する自治体に対し、(小売電気事業者の場合、事業所の立地場所に関わらず当該自治体の域内に電力を供給していれば)各種情報(温暖化対策への取り組み、温室効果ガス排出量、供給電力量 等)を提出(報告書・計画書の作成)することが求められている。他方、その提出フォーマットや提出方法が自治体毎に異なることから、事業者の作業負担が大きくなっている。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	地球温暖化対策実施報告書等については、各地方公共団体で定める条例等に基づく制度であり、国に報告を求めるものではありません。報告書等については各事業者による作成後、各地方公共団体に提出されるものと承知しております。	
該当法令等	—	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおり、地球温暖化対策実施報告書等は各地方公共団体で定める条例等に基づくものと承知をしており、環境省として各地方公共団体の条例に対して対応を行うことができる立場にはありませんが、事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体のご意見も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:21

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.16 資源循環を目的とした異なる自治体をまたぐ複数の現場や事業場からの廃棄物回収の円滑化
具体的内容	既に適正に再資源化をする能力を持っている事業者、ないし適正に収集・運搬できる事業者等が、再資源化を行うことを前提に、個別自治体の許可がなくとも、自治体をまたいで収集・運搬することができるような登録または認定制度を検討すべきである。具体的には、再資源化可能な廃棄物を収集・運搬する業務や、収集した当該廃棄物の集積・保管・積替を行い再資源化施設へ搬出する業務について、自治体をまたいで広域的に行える制度が望ましい。
提案理由	<p>建設業の現場においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)で再資源化が義務付けられている廃棄物以外にも、様々な種類の廃棄物(廃プラスチック、ガラスくず、金属くず、繊維くず等)が発生する。そのため、廃棄物の再資源化を行う場合、各現場で廃棄物を種類ごとに分別したうえで、許可を受けた業者が収集・運搬等を行う必要がある。</p> <p>しかし、このような廃棄物の排出は、不定期かつ不定量のため、再資源化を行おうとすると回収効率が悪く、各事業者で相応のコストを要している現状がある。そのため、再資源化できる廃棄物が、建設混合廃棄物として排出・処分されることもある。</p> <p>この対策として、複数現場をまたいで、廃棄物を種類ごとに巡回回収することが有効であるが、異なる自治体(都道府県・政令市)に所在する現場から廃棄物を回収する場合は、廃棄物処理法上、収集・運搬業者は自治体ごとに業許可が必要となり、管理・手続の面で容易ではない。</p> <p>自治体ごとの収集・運搬許可を要しない制度として、既に「広域認定制度」が設けられている。しかし、同制度は、「製造事業者等(メーカー)」が自らの製品から発生した廃棄物を回収し、自社工場で再資源化する制度である。様々な資材等を用いる建設業の現場においては、廃棄物を建材等のメーカーごとに分別する必要があること、各メーカーが個別に指定する運搬業者で当該メーカーの工場まで運搬する必要があることから、効率性やコストの観点から、必ずしも活用されているとは言えない。</p> <p>(要望実現により)建設現場に限らず、複数の自治体に事業場を保有する事業者においても、巡回回収体制の構築が容易となり、廃棄物の再資源化促進が期待される。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)においては、産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可に係る事務は、法定受託事務とされています。都道府県知事又は政令市(政令指定都市及び中核市)の長に許可権限があり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という同法の目的に照らし、各自自治体において許可の判断を行っています。</p> <p>なお、製造者等が拡大生産者責任のもと、自社の製品が廃棄物となったものを広域的に処理する場合の廃棄物処理業の許可に対する特例制度(広域認定制度)が存在しています。</p>	
該当法令等	廃棄物処理法第14条の1、第15条の1、第9条の9、第15条の4の3	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>廃棄物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有しています。このため、廃棄物に該当する物を処理する場合には、当該物の再生行為を含め、廃棄物処理法による適正な管理下に置き、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないことを確保した上で、廃棄物の適正な再生利用を推進していく必要があります。</p> <p>その上で、制度の現状で記載した特例制度(広域認定制度)を用いて、一部の住宅建築会社や建築部材製造業者が自ら製造したものについて、環境大臣による認定を取得されている事例があります。なお、提案理由に記載の「自社工場再資源化する制度」は事実誤認であり、製造者が自ら再資源化するほか、他社に委託して再資源化を行うことも可能です。</p> <p>(このほか、製造事業者等により設立された社団法人を申請主体とすることで、当該団体の構成員である複数の製造事業者の製品をまとめて回収する事例もあります。)</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:22

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	---	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.17 排出事業場から分別施設への混合廃棄物の運搬可能化
具体的内容	リサイクルを促進する目的での排出事業場から特定施設(分別施設など)への運搬に限り、一般廃棄物と産業廃棄物との混載を認める(「親子特例」の対象を「一般廃棄物」まで拡大する等)ような規制緩和を検討すべきである。
提案理由	<p>法人や企業の形態が多様化する中で、廃棄物処理法第12条の7の「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例(以下、親子特例)」により、親子会社間(完全子会社に限る)での産業廃棄物処理等のような、廃棄物の適正な処理に資する体系整備がなされてきた。この「親子特例」により、事業者は、産業廃棄物の収集・運搬・処理等に係る業許可を取得する必要がなく、子会社が所有する施設等への産業廃棄物の運搬が可能になるため、子会社施設等での廃棄物分別が可能となっており、効率的かつ低コストでの分別・資源循環・リサイクル活動に繋がっている。</p> <p>しかし、この「親子特例」は、あくまで産業廃棄物の処理に係る特例であり、一般廃棄物には同様の特例は無い。このため、駅や大規模商業施設など、産業廃棄物だけでなく事業系一般廃棄物(駅などで利用客が捨てるごみ、及び産業廃棄物の指定20品目を除く、デバ地下やレストラン街のテナントから出るごみ)を大量に排出する事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物の分別を、排出事業場で行う必要がある。現状、駅や大規模商業施設等の排出事業場では、分別要員の人手不足等の課題に加え、排出事業場には大規模な分別機械などを導入できないスペース面での制約もあり、今後のリサイクル活動における事業者の課題となっている。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理は、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬業の許可を有する者の運搬車において、適切な方法でそれぞれの廃棄物の数量を適切に把握することができれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬できるとされています。</p> <p>なお、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物については市町村の統括的な責任の下、産業廃棄物については排出事業者責任の下、それぞれ処理されており、混合処理においても、これらの処理責任が果たされるよう適正に処理される必要があります。</p> <p>また、産業廃棄物について事業者自らによる処理(以下「自ら処理」という。)を行ってきた部門を分社化した場合には、産業廃棄物の排出や処理の実態に変わりはないにもかかわらず、産業廃棄物処理業の許可を取得するか、当該許可を受けた処理業者に委託しなければならないこととなっていたことから、こうした許可の取得や新たな委託先を探す負担を軽減するため、分社化等により法人格が異なる事業者となった場合にも、一定の要件の下で従前の自ら処理を継続できるよう特例を設ける法改正を行いました。</p>	
該当法令等	廃棄物処理法第3条、第6条の2、第11条、第12条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理については、「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)」(令和3年9月30日付け環循適発第2109301号・環循規発第2109302号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)において、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬業の許可を有する者の運搬車において、搭載する廃棄物ごとに容器を分けること、又はロードセル等の機器で搭載する廃棄物の数量を計測すること等により、それぞれの廃棄物の数量を適切に把握することができれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬しても差し支えない旨周知しています。</p> <p>なお、廃棄物処理法は、汚染者負担原則(汚染防止等に伴う費用について、汚染者が資金上の責任を負い、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきであるとの原則)の考え方に立ち、産業廃棄物を排出する事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならないこととしています(法第11条第1項)。これにより、産業廃棄物の処理に関しては、まずは自ら処理が原則的な方法として規定(法第12条第1項)され、他者に委託する場合はこれに続いて規定(法第12条第5項等)されており、原則としてこのいずれかの方法による処理が行われることが義務付けられていることから、制度の現状のとおり分社化等の特例を設けることとなりました。</p> <p>一方、一般廃棄物の処理については市町村が統括的処理責任を有しており、事業者に対して自ら処理が原則的な方法として規定されておらず、市町村による処理又は許可業者への委託によって処理をすることが可能であるため、自ら処理を継続するための特例を必要とする性質のものではありません。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 23

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	---	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.18 大規模商業施設等の施設管理者と収集運搬・処理会社との一括契約可能化
具体的内容	各テナントが排出事業者責任を全うする前提で、大規模商業施設等の管理者が、各テナントに代わり、一般廃棄物処理業者と一括で廃棄物処理に係る契約の締結をできるよう通達等により明確化すべきである。
提案理由	<p>大規模商業施設等では、各テナント(事業者)が、廃棄物処理法上の排出事業者責任に基づき、廃棄物処理業者と個別で契約を締結している。このように、各テナントの排出事業者責任を徹底することで、適切な廃棄物処理が担保されている。</p> <p>一方で、各テナントが個別契約を行うことで、大規模商業施設等の管理者が、各テナントを統括する立場として、各テナントのリサイクル状況を把握することが難しくなっている現状がある。大規模商業施設等の管理者が、廃棄物回収に係るボリューム(施設全体での排出態様・規模)を確保したうえで、GX・脱炭素化等に取り組む場合、各テナントが個別契約を行っていることが制約となり、情報の一元化が難しい実情がある。また、各テナントが、個別で廃棄物処理業者を選定・契約していることで、施設管理上の物理的な制約から、回収が非効率化している事例(大規模商業施設等で、廃棄物処理のトラックなどが、契約テナントごとに回収に来るため、搬出・搬入口等で混雑する等)も見受けられる。</p> <p>環境省は、各テナントが「契約締結に関し、委任状を交付し委任するのであれば、各テナント会社はその排出事業者責任までもを転嫁しうるものではないが、ビル維持管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能」との見解を示している。しかし、この対象は、あくまで産業廃棄物であり、一般廃棄物に関しては、各自治体での見解が分かれている。</p> <p>(要望実現により)大規模施設の管理者が、リサイクル推進にあたり回収物のボリュームを確保することで、効率的なリサイクルの推進が可能となるとともに、施設全体としての廃棄物のバイオ燃料化に資する活動・検討等が加速することが期待される。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければなりません。</p>	
該当法令等	廃棄物処理法第3条、第6条の2	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について(通知)」(平成29年3月21日付け環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)に記載されている通り、廃棄物処理法上、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければなりません。</p> <p>排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容(委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等)は、排出事業者と処理業者の間で決定するものです。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではありません。</p> <p>なお、契約締結に関し、委任状を交付し委任するのであれば、各テナント会社はその排出事業者責任までもを転嫁しうるものではないことを前提に、ビル維持管理会社等が一括して委託契約を締結することは制度上禁止されていませんが、一括契約を可能とするかは、上記趣旨を踏まえ、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する各市町村において判断されるものになります。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 24

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	---	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.19 プラスチック容器トレイの資源循環に取り組む場合の廃棄物処理法の適用除外
具体的内容	各事業者が、資源循環を目的としたプラスチック容器トレイの店頭回収を行う場合には、廃棄物処理法に係る許可取得やマニフェスト記載義務を免除する、廃棄物処理法上の特例を検討すべきである。
提案理由	<p>プラスチック容器トレイは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、各自治体が収集する場合には、ペットボトル等と同様に、いわゆる「容リルート(指定法人ルート)」にのって、収集・再商品化がなされる。また、スーパーマーケット等で店頭回収された場合でも、同様に「容リルート」にのせられるものと判断する自治体が多く、地域住民の生活に根差した店舗の店頭で回収が行われることにより、広くりサイクルが推進されている。</p> <p>一方で、プラスチック容器トレイのコンビニエンスストアにおける店頭回収は、異物や食品残渣他が混入する可能性があるとの由で、多くの自治体で「容リルート」にのせられないと判断されることが多い現状がある(同一企業グループにおいても、スーパーマーケット事業において回収したものは、「容リルート」にのせられるが、コンビニエンスストア事業において回収したものは、のせられないとの自治体判断)。このため、各事業者では、廃棄物処理に係るマニフェストの記載義務や、処理・保管・運搬・処分に係る業許可が求められており、事業者側の負担が大きいことから、リサイクルのさらなる推進に向けての課題となっている。</p> <p>(要望実現により)全国に多数あるコンビニエンスストア等での店頭回収が加速し、わが国における容器包装リサイクルの一層の促進が期待される。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第1601084号)にもあるとおり、廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して都道府県知事等が判断すべきものであるとされています。</p> <p>廃棄物については、その収集、運搬又は処分(以下「処理」という。)を行う場合は、都道府県知事等の許可が必要ですが、再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみの処理業者であって都道府県知事の指定を受けたものについては、許可が不要(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第14条第1項、第6項、廃棄物処理法施行規則第9条第2号、第10条の3第2号)及び産業廃棄物管理票の交付を要しない(廃棄物処理法第12条の3)という特例が設けられています。</p> <p>また、店頭回収されたプラスチック製の食品用トレイの取扱い(以下「食品用トレイ等」という。)については、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(通知)」(平成28年1月8日付環廃企発第1601085号、環廃対発第1601084号、環廃産発第1601084号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長、廃棄物対策課長、産業廃棄物課長通知)において明らかにしているところです。</p> <p>さらに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき市町村が当該食品用トレイの分別収集を行い、指定法人に引渡した場合は、容器包装リサイクル法第37条により、指定法人の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。)を業として実施する者は廃棄物処理法に基づく許可を受けずに当該行為を業として実施することができます。</p>	
該当法令等	・廃棄物処理法第14条第1項及び第6項、第12条の3	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>廃棄物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有しています。このため、廃棄物に該当する物を処理する場合には、当該物の再生行為を含め、廃棄物処理法による適正な管理下に置き、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないことを確保した上で、廃棄物の適正な再生利用を推進していく必要があります。</p> <p>その上で、廃棄物の再生利用の推進の観点から、再生利用を容易に行えるようにするために、制度の現状欄に記載のとおり、都道府県知事等の指定を受けた者の産業廃棄物処理業の許可を不要とするなどの特例を措置しています。</p> <p>また、市町村が食品用トレイ等を指定法人に引渡す場合、原材料として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと、容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと等を満たしていなければなりません。異物等が入っている場合、市町村が除去や洗浄等の中間処理を行うこととなるため、市町村が分別収集する容器包装廃棄物の範囲については、市町村が判断することとなります。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 25

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	---	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.20 化学繊維を含む繊維製品に関する廃棄物処理法規制の緩和
具体的内容	「化学繊維を含む古衣料などの繊維製品」は、「専ら物」における「古繊維」の品目であることを明示し、「化学繊維を含む古衣料などの繊維製品」についても、事業者側の収集・運搬・処理の許可を不要とすべきである。もしくは、「専ら物」の対象とすることが困難な場合は、「化学繊維を含む古衣料などの繊維製品」を広域認定制度の対象品目に追加することを提案する。
提案理由	<p>「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物または一般廃棄物(以下、「専ら物」)」は、収集・運搬・処理等の業を行うに当たっての許可を要しないとの廃棄物処理法上の規定により、対象となる「古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維」については、廃棄物の回収が過去から広く行われるとともに、廃棄物の再生利用と資源循環に貢献してきている。</p> <p>しかし、こうした中で、「専ら物」の「古繊維」の品目に「化学繊維を含む衣料などの繊維製品」を含むかどうか(「専ら物」への該当)に関しては、各自治体で見解が分かれている現状がある。このため、事業者側が、複数の自治体をまたいだ繊維製品の回収を行う場合、自治体ごとに「専ら物」への該当確認や廃棄物処理の業認可等を取る必要があり、事業者側の管理コスト上昇の要因となっている。また、自治体をまたいだ回収の特例として「広域認定制度(廃棄物処理法 第9条の9、第15条の4の3)」が既に存在するが、廃棄衣料などの繊維製品は、対象外となっている。</p> <p>(要望実現により)各自治体の見解差異など、許認可に関わる社会的な管理コストを抑制すれば、不要衣料などの繊維製品をより効率的に低コストで再資源化・価値転換し、サステイナブルな社会の実現に向けて、新たな需要を喚起できると考えられる。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	一般廃棄物に該当する故衣料品を収集・運搬するには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」)に基づき、市町村長の許可を受けなければなりません。専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(いわゆる「専ら物」)のみの収集又は運搬を業として行う者はこの限りではない、とされています。この解釈について、廃棄物処理法の制定時には、繊維製品では既に、反毛や油を拭くためのウエスへの再生利用を行う事業者が存在しており、昭和46年の通達において、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の一つとして「古繊維」が規定されていたことから、一般廃棄物についても古繊維を収集・運搬する際、それが再生利用される場合は、許可は不要となっています。	
該当法令等	廃棄物処理法第7条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	市町村は一般廃棄物の統括的な処理責任を持ち、不法投棄や不適正な処理を防ぐ必要があるため、市町村が当該古繊維を「専ら物」として、収集・運搬業許可を不要とできる場合は、その受け入れ先があり、かつ、再生利用できる技術がある場合に限られます。よって、「専ら物」として、収集・運搬業許可を不要とできるかは、「専ら物」における「古繊維」に「化学繊維を含む古衣料などの繊維製品」が含まれるか、ではなく、当該繊維の受け入れ先があり、かつ、再生利用できる技術があるかによって判断されます。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 26

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	---	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.21 産業用機器を対象とする広域利用認定制度の見直し
具体的内容	産業用機器の製造事業者等が、「広域認定制度」を用いて、事業者及び消費者から廃棄される自社製品を回収する場合においては、輸送業者の追加認定・登録削除に係る事務負担の軽減を求める。
提案理由	<p>家電リサイクル法等の対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機他)は、製造事業者等での廃棄物回収が義務付けられており、資源循環や再商品化が広く促進されている。一方で、同法の対象外である各種産業で使用される機器(例:ATM、計測装置(オシロスコープ)、小型コンプレッサ等。以下、産業用機器)は、事業者及び消費者に廃棄物として処理され、製造事業者等での回収が難しい。</p> <p>この対策として、製造事業者等は、事業者及び消費者から自社製品を積極的に回収するため、廃棄物処理法上の「広域認定制度」を利用することが可能である。しかしながら、製品を廃棄する事業者及び消費者が、自社の回収拠点及び処理拠点から距離的に離れている場合には、「広域認定制度」の申請時に登録した運送業者以外にも活用し、回収拠点・処理拠点までの輸送を行いたいケースがある。</p> <p>現状においても、「広域認定制度」で、複数の運送業者を登録することは可能である。しかし、「会社名」・「代表者氏名」・「拠点名称」・「拠点住所」等の登録が必要であり、これらの情報に変更があった場合には、当該変更の生じた日から10日以内に「広域認定変更届出書」を環境大臣に提出することが求められる。この点について、日本全国をカバーするための回収拠点・運送業者の登録情報をメンテナンスすることは、製造事業者等(広域認定申請者)における事務的な負担が大きい。</p> <p>また、廃棄される産業用機器は、製品形状を保った中古品の性状と言える状態であることが多く、廃棄品の部品を再利用する場合もあることから、回収時には、自社製品の取扱いを熟知した運送業者(自社製品の納品、移設、撤去の際に使用する運送業者)に委託したい、との製造事業者等の要望もある。</p> <p>(要望実現により)製品の性状・構造を熟知している製造事業者等が、輸送コストを抑制しながら、高度な再生処理等を目的として自社製品の広域処理を行うことが可能となる。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>産業廃棄物の収集運搬や処分を業として行う場合、当該事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならないところ、拡大生産者責任に基づき製造事業者が自社の製品が廃棄物となったものを広域的に処理する場合には、環境大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を受けずに行うことが可能となります。</p> <p>この広域認定制度では、処理を行う者が事業を的確に行うに足る知識等を有するなどの基準に適合することが必要であり、収集運搬を行う者を新たに追加する際には変更の申請が必要となります。また、既に認定を受けた収集運搬業者に変更が生じた場合は、当該変更の生じた日から10日(法人で登記事項証明書を添付すべき場合は30日)以内に必要事項を記載した届出書を環境大臣に提出することとなっています。</p>	
該当法令等	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3 (変更届出)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第8項、第15条の4の3第3項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の21の2、第12条の12の13</p>	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>広域認定を受けた者にとっては廃棄物処理業の許可が不要となるため、当該認定においても、収集運搬を行う者の登録は必要です。なお、許可を有する廃棄物処理業者を利用して回収することも可能です。</p> <p>一方で、認定事業者においては、多数の収集運搬事業者を登録している制度の実情を踏まえ、変更の届出に係る事務の負担を軽減すべく必要な届出事項の見直しを行うこととします。</p> <p>具体的には、提案にあった「回収拠点名」については、他の情報によって代替が可能であると考えられるため、各様式を改正し、当該記載を不要とする方向で検討を予定しているところです。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 27

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	---	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.25 自筆証書遺言の作成手段及び形式の追加的容認
具体的内容	本人の真意に基づき作成したことを担保することを前提として、Word等の文書作成ソフトや動画、ノートやソフトウェアの規定された欄に遺言内容を書き込む形式等、幅広い手段によって遺言作成が可能となるよう柔軟な制度設計を行うことを求める。本人の真意に基づき作成したことを担保する手段の一案として、自筆証書遺言書保管制度の保管申請時に本人の意思確認を行うことが考えられる。
提案理由	<p>現行制度において主に利用されている方式には、公正証書遺言と自筆証書遺言がある。前者には作成・修正の都度一定の費用が生じ、また、後者は本文の自書・押印が必要であり、必要事項の記入漏れ、氏名や財産目録の不正確な記載、手書きによる誤字・乱筆等により、結果として法的有効性のない遺言書が作成され、相続トラブルに繋がりがやすいという課題がある。</p> <p>遺言の作成は、相続トラブルの未然防止や相続手続きの効率化、遺言者本人の意思に基づく円滑な資産承継を実現するうえで重要な役割を果たす。法務省の調査では、対象者(55歳以上・約8,000人)の90%以上が遺言を作成したことはないと回答した一方で、遺言を残したいと考えている人は35%以上との結果を示しており、利便性の高い遺言作成に対する国民のニーズは高い。</p> <p>2023年6月16日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、2024年4月から相続登記が義務化されることも視野に、手続きの電子化によって相続人や関係機関の負担を軽減する必要があるとしている。この中で、デジタル技術を活用した自筆証書遺言についても、「現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて(略)検討を進める」と示した。</p> <p>(要望実現により)遺言に関する知識が十分でなくても法的要件を満たした遺言を容易に作成可能となり遺言の普及促進が図れるだけでなく、様々な生前対策と組み合わせた終活関連ビジネスの市場規模の拡大が期待でき、結果的に遺言者の安心や利便性につながる。加えて、遺言者に対して、遺留分や相続税等、相続トラブルの原因となりやすい課題について情報提供を行う事が可能となり、非生産的な争いを抑止する効果も得られる。</p> <p>なお、財産目録と実体の資産情報(不動産登記、金融資産等)を電子的に情報連携できれば、不正確な記述による遺言無効の防止だけでなく、相続手続きの官民双方の大幅な簡素化、相続登記義務化の実効性向上等が可能となる。相続手続きのデジタル完結を可能とするこうした環境整備についても並行して検討すべきである。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	法務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の自筆証書遺言制度では、全文(財産目録を除く。)、日付及び氏名の自書並びに押印が要件とされており、パソコン等の機器を使用して作成された遺言書や録音・録画による遺言については自書の要件を欠き、無効であると解されています。 ○ 現行の自筆証書遺言書保管制度では、遺言者本人が遺言書保管所に自ら出頭し、遺言書保管官が申請人が本人であるかどうかを確認することとされています。 	
該当法令等	民法第968条 法務局における遺言書の保管等に関する法律第4条第1項、第6項、第5条 法務局における遺言書の保管等に関する省令第13条	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺言は、遺言者の死亡の時から効力を生じるとされているため、その最終意思を明確に特定し、確定できるものである必要があります。このような観点からすると、遺言者の最終意思を確保することとともに、遺言の偽造・変造等を防止することは、遺言制度における重要な要請であるといえ、そのため、民法は、遺言について一定の方式を定め、これを満たすもののみを有効とすることで、遺言の有効性に関する信頼を確保してその効力をめぐる紛争の発生をできる限り予防し、その法的安定性を図ることとしているものと考えられます。 ○ 令和5年10月に民事法の研究者及び実務家等を構成員とする研究会が立ち上げられ、法務省の担当者も同研究会に参加し、現在、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方や保管制度の要否及びその在り方等について、規制改革実施計画(令和4年6月閣議決定)において、「令和5年度中を目途に一定の結論を得る」とされていることを踏まえて、検討が進められています。 ○ 御提案いただいた遺言の方式については、デジタル技術の発展等の状況を踏まえつつ、遺言の偽造・変造等を防止する観点、遺言の円滑な執行を確保する観点等から検討が必要であると考えられます。 ○ いただきました御意見は、今後、各種法令等の改正を検討する際の参考とさせていただきます。 	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 28

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	---	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.32 国民年金第3号被保険者関係届の簡素化
具体的内容	2024年秋以降、マイナ保険証の活用、個人番号を介した行政機関間の情報連携を前提に、第3号被保険者関係届について、事業主による医療保険者記入欄への記載や医療保険者から交付された被扶養者の健康保険証の写しの添付を不要とすることで、簡素化すべきである。
提案理由	<p>全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)以外の健康保険の被保険者の配偶者が第3号被保険者に該当する場合、医療保険者による被扶養者の認定の確認があることを踏まえ、事業主が「国民年金第3号被保険者関係届」を日本年金機構に提出することとされている。</p> <p>2024年秋に健康保険証がマイナンバーカードに一本化される(以下、マイナ保険証)ことから、個人番号を介して、被扶養者の認定を含め健康保険の加入状況の確認は簡素化することが可能と考えられる。健康保険の加入状況は、医療保険者から地方公共団体情報システム機構を通じて情報連携されており、事業主を通さずに、日本年金機構が確認できるものと考えられる。</p> <p>政府の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(2020年12月8日閣議決定)では、マイナンバーと各行政手続とシステムとの連結を適切に行うことが明記されている。</p> <p>(要望実現により)国民及び各企業の事務負担の軽減や、届出漏れによるリスクを低減することが期待できる。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	配偶者である第2号被保険者に係る医療保険の制度が組合管掌健康保険の場合、国民年金第3号被保険者関係届を日本年金機構に届出いただく際に、健康保険組合において被扶養者と認定した場合は、当該届の医療保険者証明欄にその旨の証明を行っていただくことで、添付書類の省略が可能です。なお、健康保険組合において、医療保険の被扶養者であることの証明を行わない場合は、事業主が健康保険組合の扶養認定の結果に基づき、医療保険の被扶養者であることを証明いただくことができます。事業主において証明いただく際には、被扶養者(第3号被保険者)の健康保険被保険者証の写し等を添付いただいております。	
該当法令等	国民年金法施行規則第1条の4第2項、第6条の2第2項	
対応の分類	検討の予定	
対応の概要	国民年金第3号被保険者の生計維持の認定にあたっては、健康保険の被扶養者認定と同様に、厳格な審査が求められております。添付書類の省略化は現在においても、健康保険組合の被扶養者認定があり、3号関係届の医療保険者証明欄に証明がある場合に行っているところですが、これに該当しない場合には、添付書類を提出いただくことがあります。今後、情報連携の活用等をふまえ、添付書類の省略をはじめとした手続の簡素化について、検討してまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 29

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	---	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.45 届出電気通信事業者の報告負担軽減に向けたBPR(業務改革)
具体的内容	日本全体の届出電気通信事業者に及ぼす経済的・社会的インパクトを斟酌し、事業者の負担軽減ならびに生産性向上という観点からBPRを徹底し、報告頻度と報告プロセスを抜本的に見直すべきである。具体的には、重大事故に該当しない事故の場合には「報告頻度を年1回」としつつ、各地方総合通信局からの重複的な提出要請を廃止し、受付窓口を完全に一本化すべきである。また、事故報告制度を嚆矢とし、ゆくゆくは、届出事項の変更や利用者数の報告等を含むあらゆる手続を行うことが可能なポータルを整備するなど、BPRの対象を電気通信事業法上の手続全般に拡大していくことが望ましい。
提案理由	電気通信事業法は、届出電気通信事業者(他人の通信を媒介するが、電気通信回線設備を設置しない電気通信事業者)に対し、通信の秘密の漏洩やサービスの停止等、重大な事故が発生した際、総務大臣への遅滞ない報告を義務付けている。また、「電気通信役務の提供を停止または品質を低下させた事故」で、「影響利用者数3万以上又は継続時間2時間以上」に該当する場合、サービスの一時停止・品質低下など重大事故に該当しない事故であっても、四半期ごとの事故報告が求められる。しかしながら、当該四半期報告結果の利用は統計データとしての集計・公表にとどまり、費用対効果(事業者が多量なリソース・工数を割いて、四半期ごとの頻度で提出することの必要性・妥当性等)が明確でない中、スタートアップを含む各事業者に過度な負担を強いているのが現状である。 こうしたなか、当該事故報告の対象となる届出電気通信事業者は約20,000社、報告件数は年間で約7,000件であるが、メッセージングサービスの普及や改正電気通信事業法の施行(月間アクティブ利用者数1,000万人以上の検索サービス、SNSを提供する事業者が届出電気通信事業者に追加されたところ)に伴い、報告件数のさらなる増加が見込まれている。 (要望実現により)スタートアップを含む事業者の報告負担が軽減されることで、生産性の向上が期待される。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	電気通信事業者には「電気通信役務の提供を停止または品質を低下させた事故」又は「電気通信設備以外の設備の故障により電気通信役務の提供に支障を来した事故」であって、「影響利用者数3万以上又は継続時間2時間以上」に該当する事故を生じさせた場合、四半期ごとにその発生状況を報告する義務が課されています。報告された内容は総務省において集計、分析し、また、機会をとらえてその集計結果を電気通信事故検証会議における検討の対象とし、その概要を公表することにより、総務省や電気通信事業者等における情報通信ネットワークの安全・信頼性確保のための取組に役立てています。 なお、報告の提出先としては、電気通信事業報告規則第11条に、「総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して提出することができる」と規定のあるとおり、本省又は各総合通信局等に対して提出するものであり、双方に重複的に提出いただく必要はありません。	
該当法令等	電気通信事業報告規則第7条の3	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	今後、事故報告制度の見直しに係る検討を行う際等適当な機会をとらえて、報告頻度の見直しの要否についても検討します。	

区分(案)	△
-------	---